

第 92 号議案

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成 6 年 3 月条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第 2（第 22 条―第 27 条の 2、第 29 条関係）					別表第 2（第 22 条―第 27 条の 2、第 29 条関係）				
(1) 地区計画の区域内の制限					(1) 地区計画の区域内の制限				
	計画区域	(ア)	(イ) 制限			計画区域	(ア)	(イ) 制限	
		計画地区 の区分					計画地区 の区分		
		制限の種類	制限の内容				制限の種類	制限の内容	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(6)	神戸ハーバーランド地区地区整備計画区域	文化・商業・業務地区	建築物の用途の制限	[略]	(6)	神戸ハーバーランド地区地区整備計画区域	文化・商業・業務地区	建築物の用途の制限	[略]
								建築物の容積率の最低限度	10 分の 20（法別表第 1（い）欄（5）項及び（6）項に掲げる建築物、法別表第 2（い）項第 8 号及び第 9 号に掲げる建築物並びに危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物を除く。）
			建築物の遮蔽率の最高限度	[略]				建築物の遮蔽率の最高限度	[略]
			建築物の敷地面積の最低限度	1,000 平方メートル				壁面の位置の制限	[略]
			壁面の位置の制限	[略]				建築物の高さの最低限度	15メートル（法別表第 1（い）欄（5）項及び（6）項に掲げる建築物、法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

都市計画の決定に伴い、地区計画の区域内において建築物の制限を変更するに
当たり、条例を改正する必要があるため。